

大阪中之島美術館運営事業
実施方針

令和元年 6 月
(令和元年 11 月 7 日訂正版)
地方独立行政法人大阪市博物館機構

目 次

I . 特定事業の選定に関する事項.....	1
II . 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	9
III . 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	16
IV . 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	18
V . 実施契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	20
VI . 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	21
VII . 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	22
VIII . その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	23
IX . 本実施方針に必要な事項.....	24
別紙 1 . 地方独立行政法人大阪市博物館機構の概要.....	25
別紙 2 . 機構と PFI 事業者の業務分担 (案)	27
別紙 3 . 利用料金の体系 (案)	29
別紙 4 . 出向を予定している職員の体系 (案)	30
別紙 5 . 本事業の実施に必要なサービスの対価の考え方 (案)	32
別紙 6 . 運営権者たる PFI 事業者として付保すべき保険の条件 (案)	36
別紙 7 . リスク分担 (案)	39

地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「機構」という。）は、大阪中之島美術館運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設運営を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本事業に関し、PFI 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者の選定を行うに当たり、PFI 法第 5 条第 1 項の規定の定めるところにより実施方針を策定したので公表する。

I. 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容

(1) 事業名称

大阪中之島美術館運営事業

大阪中之島美術館のめざす姿 (VISION)

1 歴史をつなぎ、未来を創造する

- 美術館の基本を「いま」に結び、「これまでにない」をめざすこと
- 19世紀後半から、私たちが生きるこの現在までの美術とデザインを専門とし、作品ならびに関連資料の収集と保存、調査と研究、そして展示・公開と普及という美術館の本来的役割を確実に果たし、積み重ねられてきた実績とその歴史的、文化的価値を未来につなぐ美術館
- 既成の枠や考え方によらわれない大阪の進取の精神にならい、従来とは異なる視点による新しい価値や、いまを鮮やかに捉える表現を積極的に提示し、いままさに起こっている、起ころうとしている創造活動を発掘し、支える美術館

【具体的な活動例】

- 既存のジャンルや評価によらわれない、近代から今日の表現まで、多彩かつ魅力的、意欲的な企画展覧会の開催
- 佐伯祐三や具体美術協会の作品をはじめ、5,700点を超える優れたコレクションを最大限に活用するコレクション展示の開催

2 情報や知識、発見や感動の循環をうながす

- 美術館の扉を開くだけに留まらない。さらに先へ、進みひらいていくこと

- 誰でも気軽に立ち寄ることができる「パッサージュ（遊歩空間）」を中心に、多彩な活動が織りなす魅力的な「場」としての美術館。美術やデザインを介してさまざまな人々が出会い、それぞれの知識や経験が交わり、新たな活動が生まれる「機会」としての美術館
- 人々がもつ知的好奇心を刺激し、ふくらませ、そして満たす美術館
- 集めた情報や記録を整理し、公開できるようにしたり、集う人々の試みや学び、創作を支えたりと、情報・人的資源の芽をはぐくみ、社会へと送り出し、その循環と活用を促進する美術館

【具体的な活動例】

- さまざまな人々に憩いと集いの空間を提供
- 市民グループや研究者、学生やアーティスト等、多様な関心や意欲をもつ人々に交流や対話、実践の機会を提供
- アーカイブ室の設置。美術とデザインにかかる多彩な情報を一般に公開し、作品資料の再評価の機会を外部に広く提供

3 つながりを原動力とする

- 「足りないこと」を可能性としてとらえ、手をとり合う相手を探すこと

- 多様な第三者との柔軟な連携によって、機能や事業の発展を図る「協働する」美術館

- ・「共育する」美術館 — 市民と共に学び合う姿勢をもって、美術とデザインの普及と振興に取り組む美術館。こどももおとなも自ら気づき、よろこびを得ることができる美術館
- ・大阪・中之島をはじめ、さまざまなコミュニティの一員として、社会とともに常に変化し続ける美術館

【具体的な活動例】

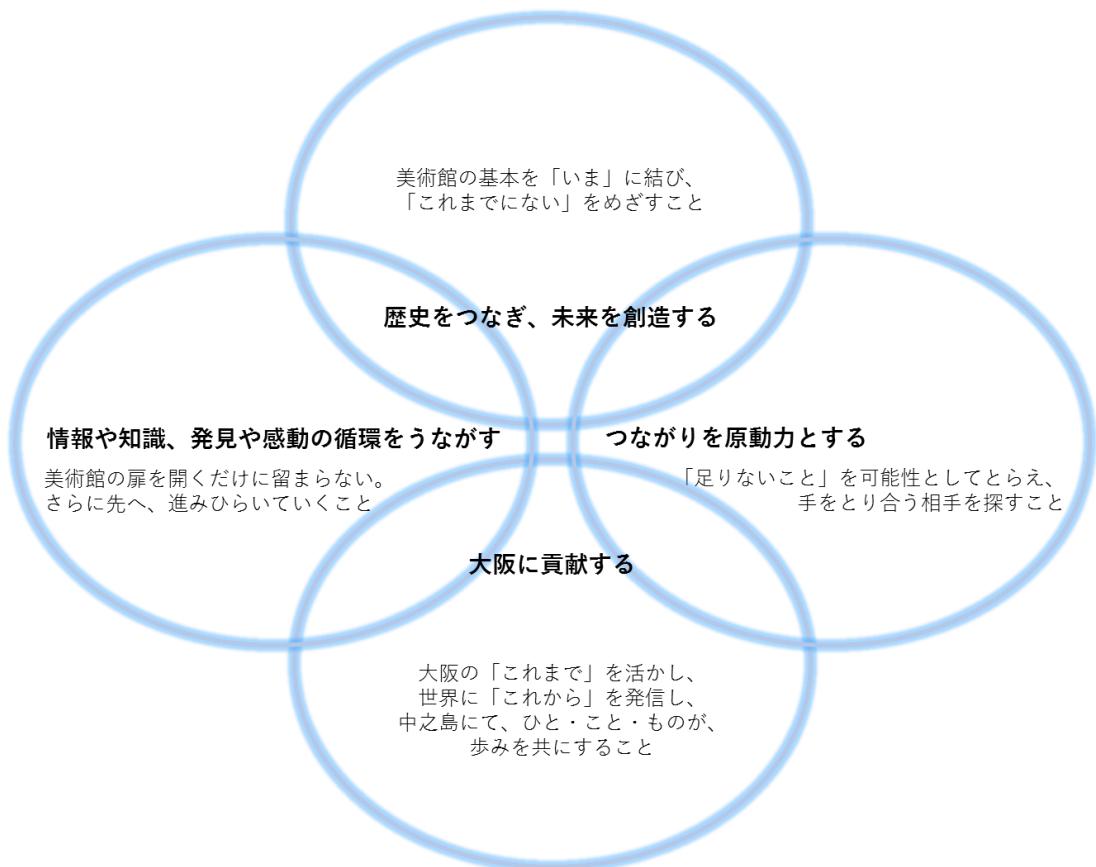
- ・学術機関や企業、研究者やビジネスマン、市民と連携した調査研究事業やワークショップ、フォーラム等の普及事業の展開
- ・外部専門家をファシリテーターとした、こどももおとなも創造力をはぐくむことができるプログラムの展開

4 大阪に貢献する

- 大阪の「これまで」を活かし、世界に「これから」を発信し、中之島にて、ひと・こと・ものが、歩みを共にすること
- ・大阪の歴史が培ってきた文化的土壌に深く根を下ろし、地域文化をさらに大きく育む美術館。中之島の芸術文化ゾーン形成の中心となり、大阪の新しいシンボルとなる美術館
- ・大阪から全国へ、また世界に向けて情報やコンテンツだけではなく、人々の心動かす創造力を発信する美術館

【具体的な活動例】

- ・大阪・中之島の芸術文化および観光拠点としての施設とサービスを整備・維持
- ・民間企業基準の戦略的な広報・宣伝、ブランディング戦略
- ・「大阪発」「大阪着」となる美術・デザイン活動の顕彰と振興



(2) 公共施設の管理者

地方独立行政法人大阪市博物館機構(概要を別紙1に示す)

(3) 本事業の目的

機構では、大阪市北区中之島に新たに設置する大阪中之島美術館（以下「新美術館」という。また、新美術館の施設を「対象施設」という。）について、令和3年度中の開館をめざして整備に取り組んでいる。

新美術館については、大阪市（以下「市」という。）が平成26年9月に策定した「新美術館整備方針」において、民間の知恵を最大限活用しながら、顧客目線を重視し利用者サービスに優れたミュージアムというコンセプトを掲げるとともに、平成28年11月に策定した「大阪都市魅力創造戦略2020」において、大阪全体の都市魅力の発展・進化・発信のための重点取組に位置付けるなど、これまでにない新たな魅力を持った施設をめざしている。

新美術館の運営は、作品の収集、保存、研究、展示、教育普及、関連行事開催、大学・企業・地域等との連携、貸室、カフェ・レストラン等の運営など多岐にわたる。本事業は、これら新美術館の特徴を踏まえ、PFI方式により、民間事業者が各業務を取りまとめ、効率的な美術館の維持管理・運営を行うものである。

(4) 対象施設の位置付け

美術館（施設の一部又は全部を博物館法第29条に定める博物館に相当する施設に指定することを予定している。また、文化財保護法第53条第1項但し書きに定める公開承認施設としての承認を得ることを予定している。）

(5) 本事業の経緯

新美術館は、昭和58年に構想を掲げて以降、各種取り組みを進めてきた。平成29年2月には対象施設の設計者を選定したところであり、令和3年度中の開館に向け整備に取り組んでいる。

昭和58年	8月	大阪市制100周年記念事業基本構想の1つとして近代美術館の建設を発表
平成2年	11月	近代美術館建設準備室設置
平成10年	10月	近代美術館建設用地として、大阪大学医学部等跡地のうち、南半分8,000m ² を購入
平成15年	2月	北半分8,035.22m ² を国から購入
平成16年	10月	「心斎橋展示室」開設
平成24年	11月	「心斎橋展示室」閉室
平成25年	2月	中之島に新しい美術館を整備することを、大阪市戦略会議で決定
	6月	市立美術館と新美術館の「建物の統合」は行わず、東洋陶磁美術館を含めた3館について「経営統合」をめざすことを戦略会議で決定
平成26年	4月	戦略会議において「新美術館整備方針（案）」の内容を確認
	9月	「新美術館整備方針」を策定
平成28年	3月	施設整備は公共で実施し、運営にPFI手法を導入する方針を決定
平成29年	2月	公募型設計競技（設計コンペ）により設計者を選定
	3月	基本設計に着手
	11月	PFIにかかるマーケット・サウンディングの実施
	12月	実施設計に着手
平成30年	10月	正式名称の決定

(今後の予定)

	施設整備	運営
令和元年度	建設工事	機構設立、 実施方針の公表、 特定事業の選定、 事業者公募・選定、 公共施設等運営権実施契約等 の締結
令和2年度	建設工事	開館準備業務
令和3年度	建設工事（年度前半中）、 開館（第4四半期）	開館準備業務、 対象施設引渡し、 開館（第4四半期）

(6) 事業の内容

① 対象施設概要（実施設計段階による）

対象施設用地	地名地番：大阪市北区中之島4丁目32番14 敷地面積：12,870.54 m ²
対象施設	【美術館、店舗（サービス施設）、駐車場】 延床面積：20,012.43 m ² 構造：鉄骨造 基礎免震構造 地上5階建て（地階なし） 開館予定：令和3年度 【その他】 植栽を含む外構、駐輪場、対象施設用地内通路 及び連絡通路、サイン等の各種構造物

② 事業方式

新美術館は、大阪の都市魅力を世界に発信する施設として、また、中之島のまちづくりに貢献する施設として、高い話題性と集客力を備えることが重要であることから、民間事業者が経営に直接携わることで創意工夫を最大限發揮できる手法である、PFI法における公共施設等運営事業（コンセッション方式）の導入を想定している。

民間活力の活用による効果としては、次の3点を想定している。

- 効果的な情報発信や話題性のあるイベントの開催などによる集客力の強化
- 魅力的なサービス施設の誘致などによる付加価値の向上
- 官民連携によるエリアプロモーションの展開

※サービス施設とは、カフェ、レストラン、ショップなど来館者に対する便益施設を指す。

③ 事業期間

ア 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、対象施設引渡しまでの開館準備業務期間と公共施設等運営権（以下「運営権」という。）に基づき運営権者たるPFI事業者が施設運営事業を実施する期間（以下「運営事業期間」という。）に分かれる。

運営事業期間は、対象施設の引渡しを受け、公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）に定める開始条件が充足され、運営権が設定された日（以下「運営事業期間開始日」という。）から、運営権の設定を受けた日（以下「運営権設定

日」という。) の 15 年経過後の年度末(以下「運営事業期間終了日」という。)までをいう(原則として、対象施設の引渡し日及び運営事業期間開始日は同日となることを想定している。)。

(ア) 対象施設引渡しまでの開館準備業務期間

- ・実施契約締結日～運営権設定日(令和 3 年度前半)まで
運営権事業とは別の業務委託

(イ) 運営事業期間

- ・運営権設定日～運営事業期間終了日まで
運営権事業

なお、上記期間区分とは別に、事業期間を通じて寄附金等調達支援業務を PFI 事業者に対して求めるほか、PFI 事業者の提案に基づく附帯事業(自主事業及び任意事業)を予定しているが、これら事業の範囲については「④ 事業の範囲」を参照するものとする。

イ 運営事業期間の延長

運営権者たる PFI 事業者が、機構に対して、運営事業期間終了日の 3 年前の応当日までに期間延長を希望する旨の届出を行った場合、機構の承認を経て、下記ウの規定の範囲内で 15 年以内の運営権者たる PFI 事業者が希望する期間だけ、運営事業期間を延長することができる(以下かかる期間延長を「オプション延長」という。)。なお、オプション延長の実施は 1 回に限られる。

ウ 運営権の存続期間

運営権の最長存続期間は、運営権設定日から 30 年経過後の年度末までとし、運営事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日の 30 年経過後の年度末を超えることはできない(その旨を PFI 法に定める公共施設等運営権登録簿にも記載する。)。

運営権の存続期間は運営事業期間終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

エ 事業期間終了時の措置

運営事業期間終了日に、運営権者たる PFI 事業者は、対象施設を要求水準書に示す良好な状態で機構に引き継ぐこととする。

④ 事業の範囲

PFI 事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定している。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、「要求水準書」において示す。

ア 必須事業

対象施設の運営を行う上で必要な事業を必須事業とし、以下の業務を予定している。具体的な事業区分等については、別紙 2 のとおりである。

(ア) 開館準備業務

対象施設の引渡しを受けて運営権を設定するまで実施する業務。

(イ) 施設管理運営業務

対象施設に対する運営権の設定以降、運営権事業として実施する業務。なお、対象施設への収蔵品（所蔵品及び寄託品）等の移転作業については、機構自らが実施する予定である。

(4) 寄附金等調達支援業務

運営権事業とは別に、機構の寄附金等調達（新美術館に関する部分）について支援する業務。なお、機構は、地方独立行政法人法第2条第1項に規定するうち、教育の振興及び文化の向上など公益の増進に著しく寄与する法人として、特定公益増進法人とされている。

なお、PFI事業者は、事業期間中、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、機構に事前に通知した上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

本事業に係る業務を行う上でPFI事業者が遵守すべき制限・手続を含め、詳細な実施条件については、公募時に公表予定の実施契約書（案）、要求水準書等において定める。

イ 附帯事業

PFI事業者は、上記以外にも本事業として、以下のような事業を実施することができるものとする。

(7) 自主事業

運営権者たるPFI事業者が運営権事業として自らの裁量で実施する、対象施設の運営に資する事業。対象施設用地内において、事業に係る全ての費用を運営権者たるPFI事業者自らの負担で行う独立採算による事業とし、美術を通じて文化振興を図ることを目的として、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲で提案、実施することができる。

(4) 任意事業

PFI事業者が自らの裁量で実施する、対象施設の利用促進・魅力向上に資する事業。対象施設用地以外において、事業に係る全ての費用をPFI事業者自らの負担で行う独立採算による事業とし、必須事業の適正な実施を妨げない範囲において、機構の許可を得て、実施することができる。

⑤ 利用料金の設定及び收受

運営権者たるPFI事業者は、対象施設の利用に関する利用料金については、実施方針等の規定に従い、必要な認可、届出等を行い、その他本事業に係る料金については、法令等上、料金を收受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認した上で、自らが自由に利用料金を設定、收受し、その収入とすることができる。

現時点では想定される利用料金の体系は、別紙3のとおりである。

⑥ 運営権者たるPFI事業者が受領する権利・資産等

ア 運営権設定日までに運営権者たるPFI事業者が受領する権利・資産

(7) 運営権

運営権の範囲は、展覧会の開催など美術館運営の全般を基本とし、所蔵品及び一部の寄託品(寄託者と予め貸出の合意のあるものに限る)並びに各種資料等(機構が所有し、運営権者たるPFI事業者に管理を委託する資料、図書、画像など)の他館等への貸し出しにかかる管理権限、機構が今後対象施設に関して保有することとなる知的財産権の使用に関する権限を含む(なお、対象施設の命名権は機構が有する。)。

(4) 対象施設用地等の使用権

運営権者たるPFI事業者は、本事業を実施する場合に限り対象施設及び対象施設用地の使用権を有する。

(7) 更新投資等の取扱い

運営権者たるPFI事業者は、対象施設について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で維持管理(更新投資)を行うことができる。ただし、運営権者たるPFI事業者が資産の耐用年数に影響を及ぼす投資を行おうとするときは、機構の事前の承認を得なければならない。また、運営権者たるPFI事業者は、対象施設について、建設(新規投資)及び改修(施設の全面除却を伴う再整備)を行うことはできない。

機構は、公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、対象施設について、維持管理(更新投資)を行うことがある。

機構又は運営権者たるPFI事業者が維持管理(更新投資)を行った対象施設は、機構の所有に属し、運営権者たるPFI事業者が運営等を行うものとする。ただし、サービス施設の内装等については、運営権者たるPFI事業者自らが所有したまま運営等を行うものとする。

(8) 本事業に関連する機構から運営権者たるPFI事業者への職員の出向

機構は、本事業に関連する機構の職員を、運営権設定日に運営権者たるPFI事業者に出向させる。現時点で、出向を想定している職員の体系は別紙4のとおりである。

なお、出向職員に係る人件費については、機構の水準を基本とし、機構が支給する。その他の勤務条件等の詳細は、運営事業期間開始日前に機構の職員の任命権者と運営権者たるPFI事業者との間で締結する取決めにおいて規定する。

また、運営権者たるPFI事業者が自らの判断及び費用負担においてその他の職員等必要な人材を採用することを妨げない。

機構は運営事業期間開始後に出向職員に欠員が生じた場合は新たに採用した上で出向させる。これとは別に学芸業務を行う職員を追加で出向させることがある。

(9) 備品の調達・管理

PFI事業者は、新美術館の運営に必要となる備品について、以下の通り調達し管理するものとする。

ア 機構による現物支給(貸与)

機構が現に所有する備品及び開館までに機構が新たに調達する備品の貸与を受け、これを管理すること(なお、機構が新たに調達する備品のうち機構が定める一部のものについては、調達を行う前に数量又は仕様にかかる要望を提出することが可能である。)。

イ 運営権者たるPFI事業者による独自の備品調達

アに示す備品のほか、運営権者たるPFI事業者が新美術館の運営に際して必要と判断する備品を運営権者たるPFI事業者の負担において調達し管理すること。

ウ 更新時の取扱い

ア 及びイに掲げる備品が更新時期を迎えた場合、運営権者たるPFI事業者は、自らの負担において、速やかに当該備品を更新すること。

エ 備品の所有

機構の負担によるものは機構の所有とし、運営権者たるPFI事業者の負担によるものは運営権者たるPFI事業者の所有とする。

⑩ 機構がPFI事業者に支払う本事業実施にかかるサービスの対価

機構は、PFI事業者に対し、実施契約に定められた金額及び方法によりサービスの対価を支払う。現時点で想定している対価の算定及び支払方法の考え方は別紙5に示すとおりである。

⑪ 本事業に係る特有の前提条件

ア 対象施設の詳細

対象施設の詳細を把握できるようにするため、建設工事着手時点における設計図を、募集要項の公表後に所定の手続きを得た上で閲覧可能とする。

イ 内装工事に関して調整を要する事項

アの工事において内装工事を行うことを予定していないサービス施設部分に関して、運営権者たるPFI事業者は、事前に調整が必要となる事項があれば、機構を通じて要望を提出することが可能である。

2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的考え方

機構は、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた機構の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

(2) 効果等の評価

機構の財政負担見込額の算定については、PFI事業者たる民間事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

サービスの水準については、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

II. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定の方法

機構は、本美術館の運営等に係る事業を特定事業として選定した場合、本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等に基づいて公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上でPFI事業者となる優先交渉権者を選定する。

民間事業者の能力・ノウハウが反映された提案書を総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式を採用することとする。

2. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、「I. 1. (6) ④」に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- ② 応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ コンソーシアムにあってはコンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、コンソーシアム構成員は様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ④ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、PFI事業者に出資して議決権付株式（実施契約書（案）に定める議決権付株式をいう。）のすべての割当てを受けるものとする。
- ⑤ 第一次審査書類の提出以降、応募企業、代表企業、並びにコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、機構と協議するものとし、機構がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が「2. (1)、2. (2)、2. (3)」の参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、機構に速やかに通知しなければならない。
- ⑥ 応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。
- ⑦ 応募企業又はコンソーシアム構成員と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募企業並びにコンソーシアム構成員として参加できないものとする。ここでいう「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、以下のとおりとする。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合をいう。ただし、会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び同法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社と同法第2条第3号及び同法施行規則第3条の規定による子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合をいう。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、一方の会社の社外取締役が、他方の会社の社外取締役を兼ねている場合を除く）
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社において、会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格

第一次審査時点において、次に掲げる要件の全てを充足すること。なお、第一次審査以降、優先交渉権者決定までの間に②又は③の条件に該当しなくなった場合は、参加を無効とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- ④ 市町村民税、固定資産税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤ PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑦ 本事業についてアドバイザリー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において一定の関連がある者でないこと。
 - ・PwC アドバイザリー合同会社
 - ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- ⑧ 新美術館の建設工事を請け負った以下の者でないこと。
 - ・株式会社錢高組
 - ・大鉄工業株式会社
 - ・株式会社藤木工務店
 - ・株式会社テクノ菱和
 - ・株式会社西原衛生工業所
 - ・浅海電気株式会社
 - ・三宝電機株式会社
 - ・三菱電機ビルテクノサービス株式会社
 - ・日本エレベーター製造株式会社
 - ・大阪ガス株式会社
- ⑨ 機構の理事長が属している以下の者でないこと。
 - ・西日本旅客鉄道株式会社
- ⑩ 機構の顧問弁護士が属している以下の者でないこと。
 - ・TMI 総合法律事務所
- ⑪ ⑦及び⑩に定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。

(3) 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる要件

① 実績要件

応募企業又はコンソーシアム構成員のうち少なくとも1社は、次のアに該当すること。また、応募企業又はコンソーシアム構成員のうち少なくとも1社（アに該当しない者でもよい）は、次のイに該当すること。なお、ア、イにおける事業経験は日本国内における事業に限る。

- ア 平成 21 年以降に、国公立の美術館、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に定める登録博物館若しくは同法第 29 条に定める博物館相当施設、又は延床面積が 5,000 m²以上*のホール・劇場・音楽堂・図書館の運営業務を、自ら実施した実績、又は指定管理、業務委託等の形態により、単独企業、コンソーシアムの構成員又はコンソーシアムから委託を受ける企業（以下「協力企業」という。）として実施した実績を有していること。
- イ 延床面積が 5,000 m²以上の施設の維持管理業務を、自ら実施した実績、又は指定管理、業務委託等の形態により、単独企業又はコンソーシアムの構成員として実施した実績を有していること。
- * 複合施設の場合は、対象用途に係る専用部分の面積に、共用部分のうち、対象用途に係る専用部分と他の用途に係る専用部分により按分した面積を加えたものを対象の面積とする。

3. 審査及び優先交渉権者選定の手順

審査及び優先交渉権者の選定は、以下のとおり行うものとし、詳細については、募集要項等において示す。

(1) 検討会議の設置

機構は、優先交渉権者の選定に当たり、客観的な評価を行うため、有識者により構成する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

なお、検討会議は非公開とし、委員名については優先交渉権者選定後の公表とする。

(2) 審査の手順

優先交渉権者の選定は、参加資格要件の充足を審査し、第二次審査参加者を特定する「第一次審査」と、第二次審査参加者が競争的対話を踏まえて提案した本事業に関する具体的な運営方針及び運営計画等を審査し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

① 第一次審査

機構は、応募者から提出される提出書類に基づき、募集要項に示す参加資格要件を充足しているかどうかを審査するとともに、以下の項目について内容を確認する。

提案項目・内容	確認内容
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にむけた体制 ・コンソーシアム構成員等の役割分担

② 第二次審査

機構は、応募者から提出される提出書類に基づき、第二次審査参加者が提案する本事業に関する具体的な運営方針及び運営計画等が適切なものになっているか、また、それらが実現性の高いものかどうか等について審査を行う。

審査項目（案）については以下を想定している。

- ・ 事業全般に関する事項
- ・ 経営管理に関する事項
- ・ 維持管理業務に関する事項

- ・ 運営業務に関する事項
- ・ 特筆すべき提案に関する事項

提出書類における提案内容のうち機構が指定するものについては、優先交渉権者の選定後、要求水準書に反映させる。また、要求水準書への反映に当たっては、機構が優先交渉権者と協議した上で内容を調整することがある。

機構は、検討会議より意見聴取を行った上で、第二次審査書類について、審査基準に基づく採点を行って得点案を作成する。なお、審査では、第二次審査書類を審査するとともに、応募者による審査書類のみに基づく口頭での概要説明（以下「プレゼンテーション」という。）による提案内容の確認を行うものとする。なお、プレゼンテーションでは、質疑応答を含むことを予定している。

(3) 守秘義務対象の開示資料の貸与

① 守秘義務の遵守に関する誓約書の提出

審査への参加に当たり、守秘義務対象開示資料の貸与を希望する者は、貸与を受けるため、貸与申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書を提出しなければならない。

② 貸与資料の破棄

守秘義務対象開示資料の貸与を受けた者は、その印刷物等（守秘義務対象開示資料の印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含むがこれに限らない。）の使用を終えた時点で責任を持って破棄し、破棄義務の遵守に関する報告書を守秘義務の遵守に関する誓約書の定めに従って郵送等することとする。

(4) 第一次審査

① 第一次審査書類の受付

第一次審査に参加する応募者（以下「第一次審査参加者」という。）は、様式集及び記載要領に定めるところにより、第一次審査書類を作成し、提出する。

② 第一次審査の方法

第一次審査では、第一次審査書類に基づき参加資格要件を充足しているかどうかについて、機構が審査を行う。

③ 第一次審査結果の通知

第一次審査の結果を応募企業又は代表企業に対して通知する。

(5) 競争的対話等の実施

第一次審査終了後、第二次審査書類の提出までの間に、第二次審査参加者と競争的対話等を行い、その結果を踏まえ、実施契約、要求水準等の調整を行う。

(6) 第二次審査

① 第二次審査書類の受付

第二次審査参加者は、様式集及び記載要領に定めるところにより、第二次審査書類を作成し、提出する。なお、機構は、第二次審査書類の提出前に追加の質問を受け付けることがある。

② 第二次審査の方法

機構は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、第二次審査参加者によるプレゼンテーションを通じて審査を行う。

なお、第一次審査通過後、やむを得ず追加の構成員が生じた場合には、第二次審査書類に含まれる追加構成員に係る資格審査書類について審査を行う。

③ 優先交渉権者の選定

機構は、検討会議の意見も踏まえて、第二次審査参加者の順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

④ 第二次審査結果の通知

機構は、第二次審査の結果を、第二次審査参加者の応募企業又は代表企業に対して通知する。

(7) 審査結果の公表

機構は、審査の結果（第一次審査の結果を含む。）について、優先交渉権者の選定後速やかに機構のホームページへの掲載その他の方法により公表する。

4. 募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定は、次のスケジュールを予定している。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに機構のホームページにて公表する。

日程	スケジュール
令和元年6月	特定事業の選定、募集要項等の公表
令和元年度後半	優先交渉権者の選定

5. 優先交渉権者選定後の手続き

優先交渉権者選定後の手続きを以下のとおり行う。詳細については、募集要項等において示す。

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、機構と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、機構は第二次審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、あらためて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、機構は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

(2) 特別目的会社（以下「SPC」という。）の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、実施契約締結までにPFI事業者となるSPCとして、会社法に規定する株式会社を設立しなければならない。

(3) 実施契約の締結

機構とPFI事業者は、実施契約書（案）の内容に従い、SPC設立後、令和元年度内を目途に実施契約を締結するものとする。なお、機構は、優先交渉権者選定後、実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

また、機構は、実施契約の締結後、運営事業期間開始予定日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

- ① PFI 事業者との間の運営権者貸与対象資産に係る無償貸与契約の締結
- ② 市との間の対象施設用地の使用等に係る公有財産貸付契約の締結
- ③ PFI 事業者との間の対象施設の使用等に係る無償貸借契約の締結

(4) 職員の出向

機構は、これまでに収集を進めてきた収蔵品の適切な管理・保存・展示ならびに事業展開を円滑に実施し、新美術館の適切な運営を行うため、職員の一部を運営権者たるPFI事業者に出向させるものとする。

① 手続きの方法

機構と運営権者たるPFI事業者が別途取り交わす覚書に基づき、職員の出向を行う。なお、出向に関する覚書（案）については募集要項公表時に別添資料として示すことを予定している。なお、当該覚書において現時点で想定される項目を別紙4に示している。

② 期間

原則として、運営事業期間とし、その具体的な期間については、①に規定する覚書に基づくものとする。

③ 条件

機構が出向させる職員は、館長ならびに学芸員に限定するものとする。したがって、その他の職員についてはPFI事業者が体制を整えること。

ア 館長

機構は、運営事業期間開始日までに、自らが指定する機構の職員1名を常勤の館長として運営権者たるPFI事業者に出向させる。

イ 職員（学芸員）

機構は、運営事業期間開始日までに、自らが指定する機構の職員（学芸員）10名を常勤の学芸員として選任し、運営権者たるPFI事業者に出向させる。

ア、イにより出向させる職員の身分その他の労働条件の取扱い等については、①に規定する覚書に基づくものとする。

(5) 運営権の設定

機構は、対象施設の引渡しと同時に、PFI事業者たるSPCに対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、PFI事業者は、法令に従って運営権の設定登録を行う。

なお、機構は、PFI法第19条第3項及び第22条第2項の定める事項を機構のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(6) 運営権者貸与対象資産の授受

運営権者たるPFI事業者は、運営事業期間開始日に運営権者貸与対象資産を借り受ける。

貸与手続は、機構と運営権者たるPFI事業者との間で運営権者貸与対象資産に関する無償貸与契約を締結する方法で行う。運営権者たるPFI事業者は、当該契約の定めに従って機構が指定する期日までに、運営権者貸与対象資産を借り受ける。

運営権者貸与対象資産リストは、機構が貸与手続の開始までに作成し、運営権者たるPFI事業者に提示するとともに、以降、変更があった際には運営権者たるPFI事業者は当該リストを更新し、適時機構に提示するものとする。

(7) 所蔵品・寄託品等の管理引渡し

所蔵品・寄託品等は、機構の所有資産又は管理資産(寄託品を想定)とし、運営権者たるPFI事業者はこれらを所有しない。ただし、運営権者たるPFI事業者は運営権事業の実施にあたり、別紙6に定める条件を充足する保険を付保するものとする。

所蔵品・寄託品等リストは、機構が管理引渡しまでに作成し、PFI事業者に提示するものとする。

(8) 運営権事業の開始

運営権者たるPFI事業者は、運営権設定日に運営権事業を開始する。開始に当たっては、PFI事業者が業務の引継ぎを完了し、履行保証金を機構に対して払い込み、運営権者貸与対象資産を借り受ける等の、実施契約上の義務を履行していることを前提条件とする。

III. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. リスク分担の基本的な考え方

PFI 事業者は、本事業において、その自主性と創意工夫が發揮されるように、利用料金の設定及び収受が原則として自由とされていることを踏まえ、本事業に係るリスク（需要の変動リスクを含む。）は、実施契約に特段の定めのない限り、PFI 事業者に帰属するものとし、リスク分担の考え方を別紙 7 に示す。

ただし、開館日を含む事業年度及び以降の 3 事業年度の展覧会の企画については、実施契約締結前から機構において実施しているため、これらの事業年度の収益に係る需要変動リスクは機構に帰属するものとする。

所蔵品、寄託品の保管、移動、展示、貸出（ただし、寄託品の場合は貸出が認められているものに限る。）における欠損等のリスクは運営権者たる PFI 事業者が負担することを前提とする。機構は所蔵品及び寄託品（一部の寄託品を除く）について保険は付保しないが、運営権者たる PFI 事業者が自らの裁量により保険等を付保することを妨げない。

所蔵品等の欠損に関して機構が求める条件は、生じた損傷の修復又は損害賠償を想定している。

なお、上記とは別に、業務の実施にあたり、PFI 事業者が付保すべき保険については、別紙 6 の水準を想定している。

2. PFI 事業者の責任の履行確保に関する事項

PFI 事業者が実施契約に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、PFI 事業者の財務状況を把握するために、PFI 事業者によるセルフモニタリングに加え、機構による業績監視を行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合、機構は、PFI 事業者に対して改善措置等を求めることができる。

なお、業績監視の内容は以下を基本とし、詳細は実施契約書（案）に定める。

（1）法定事項への対応

対象施設は、博物館に相当する施設の指定を受けることを予定しており、運営事業期間中に、博物館法施行規則第 23 条に定める必要な報告等が求められた場合には、これに応じることが求められる。

（2）履行保証金

本事業では、事業継続の担保として、事業開始時（実施契約締結時）において履行保証金を求める予定している。

（3）PFI 事業者によるセルフモニタリング

PFI 事業者は、月次、年次など定期的にセルフモニタリングを実施し、その結果を機構に報告するとともに、是正・改善すべき事項がある場合は、自らの責任においてこれを行う。

（4）機構による業績監視

機構は、PFI 事業者から定期的にセルフモニタリングの報告を受けるほか、自らが定期又は不定期に業績監視を実施する。

上記のとおり、業績監視の結果、要求水準が達成されていないことが判明した場合、機構は、PFI 事業者に対して改善措置等を求めることができ、それでも改善がなされない場

合には、サービス対価の支払いの減額又は PFI 事業者の事由による契約の解除を行うことができる。

(5) 第三者による業績監視

機構は第三者機関を設置し、設置された第三者機関は、I. 1. (6) ④に定める PFI 事業者の業務のモニタリングを実施する。

IV. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 敷地に関する各種法規制等

敷地の主な前提条件は、下記のとおりである。

(1) 対象施設用地（地名地番）

大阪市北区中之島 4 丁目 32 番 14

(2) 地域・地区

用途地域

商業地域

指定容積率 800、600%

指定建ぺい率 80%

防火地域

特定都市再生緊急整備地域、駐車場整備地区、

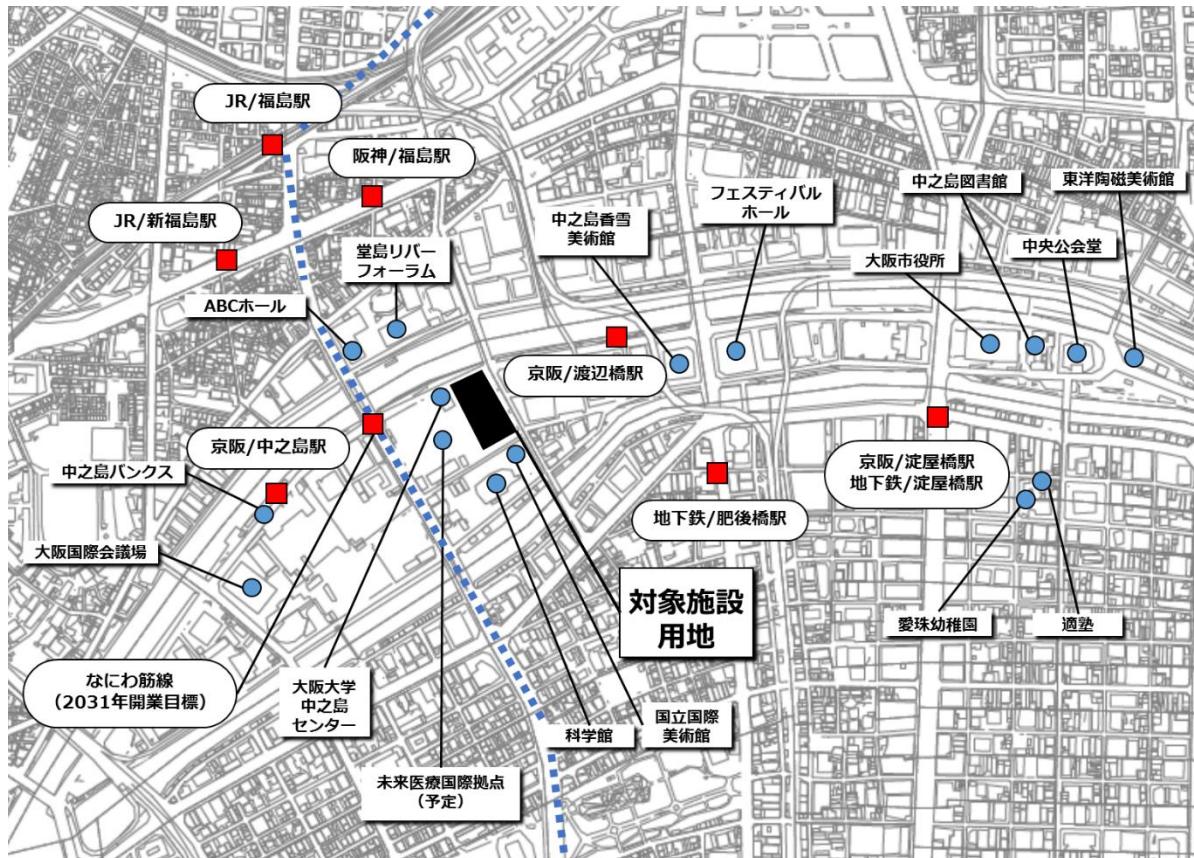
埋蔵文化財包蔵地（中之島蔵屋敷跡）

(3) 土地の所有

大阪市

(4) 敷地面積

12,870.54 m²



(5) 本事業の実施に当たって遵守すべき主な法令等

本事業の実施に当たっては各種関係法令の遵守が求められるが、主なものは以下のとおりである。

- ・地方独立行政法人法
- ・博物館法及び博物館実習ガイドライン
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- ・文化財保護法
- ・公開承認施設制度（文化財保護法、文化財公開施設の計画に関する指針、
　　公開承認施設に関する規程、公開促進事業に関する要項、
　　国宝・重要文化財公開に関する取扱要項等）
- ・社会教育法
- ・著作権法
- ・博物館法施行規則
- ・博物館の設置及び運営上の望ましい基準
　　（平成 23 年 12 月 20 日文部科学省告示第 165 号）
- ・大阪市文化財保護条例
- ・大阪市火災予防条例
- ・大阪市環境基本条例
- ・大阪市屋外広告物条例
- ・大阪市都市景観条例
- ・大阪市文化財保護条例施行規則
- ・大阪市火災予防条例施行規則
- ・大阪市都市景観規則
- ・大阪市景観計画
- ・景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱
- ・重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱
- ・大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱
- ・機構の定款（別紙 1 （5）を参照のこと）

2. 対象施設要件

対象施設の要件等の詳細については、「要求水準書」において示す。

V. 実施契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 疑義対応

実施契約の解釈について疑義が生じた場合は、機構と PFI 事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、実施契約書に規定する具体的措置に従う。

2. 紛争処理機関

実施契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続に関する基本的考え方

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、実施契約で定める事由ごとに、機構及びPFI事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに実施契約の定めにより、次の措置をとるものとする。ただし、いずれの場合においても、PFI事業者は、実施契約の定めるところにより、機構の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、自らの責任で本事業を継続するものとする。

(1) PFI事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

PFI事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、実施契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、業績監視に基づく改善命令を受けたにもかかわらず、一定期間の間に是正が認められない場合、その他PFI法第29条第1項第1号のいずれかに該当した場合には、機構は、実施契約を解除することができるものとする。

その場合において、PFI事業者は、機構に対して、実施契約に定める違約金を支払うとともに、通常生ずべき損失を補償しなければならないものとする。

なお、機構はあらかじめ收受した履行保証金を違約金に充当できるものとする。

(2) 機構の事由により本事業の継続が困難となった場合

機構において、他の公共の用途に供すること、その他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合には、機構は、PFI事業者に対し、6か月以上前に通知することにより、実施契約を解除することができるものとする。

その場合において、機構は、PFI事業者に対し、履行保証金を返還するとともに、通常生ずべき損失を補償するものとする。

また、PFI事業者は、機構の責めに帰すべき事由により、一定期間、機構が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は実施契約の履行が不能となった場合等、実施契約に定める一定の事由が生じたときは、実施契約を解除することができる。

その場合において、機構は、PFI事業者に対し、履行保証金を返還するとともに、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(3) 不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力、特定の法令変更等により、本事業の継続が困難となった場合には、機構又はPFI事業者は、実施契約を解除することができる。

この場合において、相手方に生じた損失の補償については、実施契約に基づき、機構及びPFI事業者が協議して定めるものとする。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、実施契約に定める。

VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

PFI 事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI 事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、機構はこれらの支援を PFI 事業者が受けることができるよう努める。

3. 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて

本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「PFI 推進機構」という。）の出融資制度の対象事業であり、民間事業者は応募に際し、自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。

この場合において、応募者が、PFI 推進機構による運営権者たる PFI 事業者への出資及び議決権の取得を計画するとき、PFI 推進機構は、「II. 2. (1) ④及び⑥」にかかるわらず、当該応募者の構成企業に該当しないものとし、応募グループ間の重複参加を認めるものとする。

なお、機構は、PFI 推進機構の出融資を確約するものではなく、PFI 推進機構の出融資の詳細、条件等については、民間事業者が応募に際して、直接 PFI 推進機構に問い合わせを行うものとする。

(連絡先) 株式会社 民間資金等活用事業推進機構
電話番号（代表）03-6256-0071

4. その他の支援に関する事項

機構は、PFI 事業者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力をを行うものとする。

VIII. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 使用言語、通貨

本事業の選定手続きに関する使用言語は日本語とし、通貨は円に限る。

2. 応募に関する費用負担

応募に関する費用については、すべて提案者の負担とする。

IX. 本実施方針に必要な事項

1. 実施方針に関する質問及び意見の受付

実施方針に関する質問及び意見等の受付を、下記の要領にて行う。

(1) 対象者

実施方針に関する質問を行うことができる者は、本事業の事業主体として、関心と意欲を有する法人とする。

(2) 関心表明書の提出

関心表明書の提出に関する事項は、令和元年6月に公表予定の募集要項において記載するため、書類様式、送付先、提出期間については、募集要項を参照すること。

(3) 守秘義務対象開示資料の貸与

守秘義務対象開示資料の貸与に関する事項は、(2)と同じく、募集要項において記載するため、送付日については、募集要項を参照すること。

(4) 実施方針に関する質問の受付

実施方針に関する質問は、募集要項に関する質問とあわせて受け付けることを予定している。実施方針及び募集要項に関する質問の受付に関する事項は、(2)、(3)と同じく、募集要項において記載するため、書類様式、送付先、提出期間については、募集要項を参照すること。

(5) 実施方針に関する質問の回答

実施方針及び募集要項に関する質問に対する回答に関する事項は、(2)、(3)、(4)と同じく、募集要項において記載するため、回答日、留意事項については、募集要項を参照すること。

(6) 問い合わせ先

場 所：地方独立行政法人大阪市博物館機構大阪中之島美術館準備室
住 所：〒553-0005 大阪市福島区野田1-1-86
中央卸売市場本場業務管理棟8階
電 話：06-6469-5194
ホームページ：<http://www.nak-osaka.jp/pfi/index.html>

別紙1. 地方独立行政法人大阪市博物館機構の概要

(1) 経緯

市は、昭和11年の市立美術館の開設以来、現在まで80年にわたり、歴史・美術から自然・科学に至るまで多様な博物館・美術館を設置し、その充実を図ることで、一都市としては傑出した博物館「群」を築き上げてきた。

平成28年12月、これらの施設について、築き上げた実績や取り巻く環境の変化にも留意しつつ、今後のあるべき姿や進むべき方向について、外部有識者からの意見も踏まえ、「大阪市ミュージアムビジョン」として策定した。

あわせて、現状の分析や課題の抽出を通じて、ビジョン達成にふさわしい経営形態についても検討し、現行の行政の方針管理のもとでの指定管理者制度による管理代行から、地方独立行政法人による経営と運営の一元化への転換を図ることとした。

地方独立行政法人が、自主性と責任を伴い、中長期的視点に立った事業の計画立案から施設の一体的運営までを担うことで、ミュージアムビジョンに掲げる「都市のコアとしてのミュージアム」を実現し、都市大阪の発展や市民力の向上に貢献することを目指し、市は、平成29年3月に、「博物館施設の地方独立行政法人化に向けた基本プラン」を策定・公表し、平成30年2月に地方独立行政法人大阪市博物館機構定款の議決を得た。

(2) 機構設立の基本事項

【目的】

- ・機構は、日常的な施設運営と中期計画等に基づく経営を一体的に行うことで、本市博物館施策の充実をめざす。

【設立】

- ・機構は、公共的な施設の設置及び管理を行うことを目的に、市が必要な出資を行い設立する。
- ・機構は、設立団体（市）が行っていた業務に相当する業務を行う（引き継ぐ）「移行型」とする。
- ・機構は、業務の性格や国の類似機関での運営実績等を勘案し、非公務員型の「一般地方独立行政法人」とする。

【費用と財源】

- ・機構が事業を効率的かつ確実に実施するために必要な経費については、市が運営費交付金として措置する。
- ・出資財産（建物）の大規模修繕・建替については、市が設置者として必要な施設整備費を補助する。
- ・機構は、市の運営費交付金だけに頼ることなく、事業への理解に支えられた寄附金等の積極的獲得に努める。

【経営】

- ・機構経営については、理事長のマネジメントの下、個々の館の自主性や独自性が十分発揮できるよう配慮する。
- ・適正な評価システムを構築するとともに、国の独立行政法人の先例に学び、経営努力を適正に評価するインセンティブの付与に配慮する。

【業務・職員】

- ・従前の指定管理者が有する事業に必要なノウハウを継承できるよう、学芸員をはじめとする職員について、新法人での採用を基本とする。
- ・機構職員の待遇は、適切な評価に基づき、その能力・実績に応じて行う。

【対象施設】

- ・機構が設置する施設は、以下の通りである。

大阪市立美術館
大阪市立自然史博物館
大阪市立東洋陶磁美術館
大阪市立科学館
大阪歴史博物館
大阪中之島美術館

(3) 設立時期

平成 31 年 4 月

(4) 博物館施設の地方独立行政法人化に向けた基本プラン

詳細は下記 URL を参照のこと。

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000395635.html>

(5) 定款

詳細は下記 URL を参照のこと。

<http://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu260/result/pdf/2018gian17.pdf>

別紙2. 機構とPFI事業者の業務分担（案）

1. 必須事業

本事業として必要な事業を必須事業とし、以下のとおりの業務を実施する。（参考欄は要求水準書における区分を示す。）

（1）開館準備業務（PFI法に基づく特定事業）

【実施契約締結日～運営権設定日まで】

	機構	PFI事業者	参考
プレ広報・プレイベント	○（企画への参画）	○（企画・実行）	III
展覧会開催準備	○（展覧会の企画）	○（展覧会事務）	III

（2）施設管理運営業務（運営権事業）（館長・学芸員出向）

【運営権設定日～運営事業期間終了日まで】

	機構	運営権者たるPFI事業者	参考
プレ広報・プレイベント ※		○	III
事務所・収蔵品等の移転 ※	○（移転）	○（円滑な移転の為の支援）	III
サービス施設の内装工事・開業準備 ※		○	III
施設維持管理		○	IV
備品調達・管理	○（備品の調達、移転）	○（機構から貸与を受ける備品の管理） ○（その他運営権事業を実施するために必要な備品の調達・管理）	IV
調査研究		○	V
収集・保管（修復を含む）	○（取得の判断、収集）	○（収集に関する支援、保管（修復を含む））	V
教育普及		○	V
アーカイブ及び記録・管理		○	V
展示事業（開催準備を含む）		○	V
事務（貸室事務・サービス施設運営を含む）		○	V
涉外		○	V

※開館前にのみ生じる業務

（3）寄附金等調達支援業務（PFI法に基づく特定事業）

【実施契約締結日～運営事業期間終了日まで】

	機構	PFI事業者	参考
寄附金等調達支援		○	V

2. 附帯事業

(1) 自主事業（運営権事業）

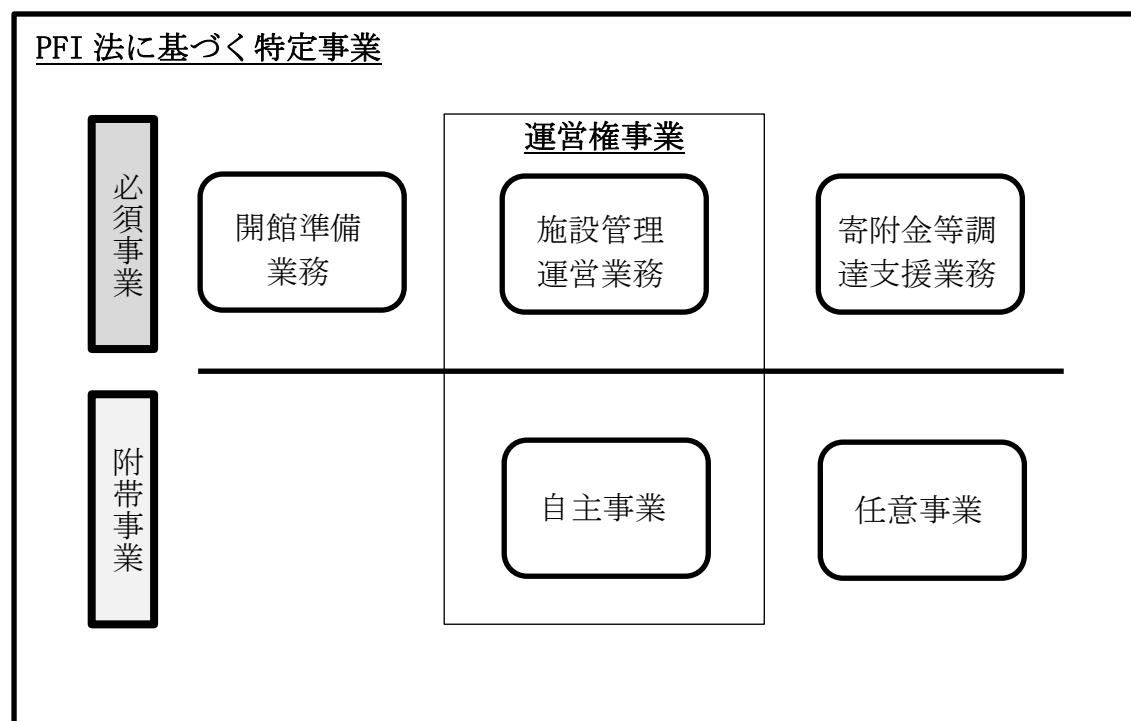
運営権者たるPFI事業者が運営権事業として自らの裁量で実施する、対象施設の運営に資する事業。対象施設用地内において、事業に係る全ての費用を運営権者たるPFI事業者自らの負担で行う独立採算による事業とし、美術を通じて文化振興を図ることを目的として、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲で提案、実施することができる。

(2) 任意事業（PFI法に基づく特定事業）

PFI事業者が自らの裁量で実施する、対象施設の利用促進・魅力向上に資する事業。対象施設用地以外において、事業に係る全ての費用をPFI事業者自らの負担で行う独立採算による事業とし、必須事業の適正な実施を妨げない範囲において、機構の許可を得て、実施することができる。

3. 特定事業の構造

特定事業の構造は以下のとおりである。



別紙3. 利用料金の体系（案）

現時点では、以下の内容を想定している。

		利用料金
観覧料	コレクション展	機構が定める上限額の範囲内で運営権者たるPFI事業者が定める
	企画展	機構が定める上限額の範囲内で運営権者たるPFI事業者が定める
貸出料	画像・映像データ、作品	運営権者たるPFI事業者が定める (他の美術館、学校、学会その他の国内外の関係機関との連携及び協力に係るものを除く)
施設使用料	講堂、研修室、会議室等	機構が定める上限額の範囲内で運営権者たるPFI事業者が定める ※施設の使用については、学芸員による企画事業（展覧会実行委員会によるものも含む）、運営権者たるPFI事業者によるその他企画事業、外部への貸出等を想定
駐車場、駐輪場		運営権者たるPFI事業者が定める

なお、新美術館に係る「機構が定める利用料金の上限額」については、対象施設の引渡し時を目途に大阪市の議会の議決を経た上で大阪市長の認可により決定される。

(参考)

他館コレクション展観覧料

所在地	館名	一般	大学生	高校生
大阪府	大阪市立美術館	300円	200円	
	大阪市立自然史博物館	300円	200円	
	大阪市立東洋陶磁美術館	500円	300円	
	大阪市立科学館	400円	300円	
	大阪歴史博物館	600円	400円	
	国立国際美術館	430円	130円	0円
京都府	京都国立近代美術館	430円	130円	0円
兵庫県	兵庫県立美術館	500円	400円	0円
	神戸市立博物館	200円	150円	

別紙4. 出向を予定している職員の体系（案）

運営権者たるPFI事業者は、下記の職員が出向してくることを前提に、運営体制を構築し、職員を拡充し、運営業務を実施する。

職位	人員	備考
館長	1	<ul style="list-style-type: none">・選任は機構が行う・機構の所属とし、運営権者たるPFI事業者に出向
学芸員（課長級）	2	<ul style="list-style-type: none">・機構の所属とし、運営権者たるPFI事業者に出向
学芸員（主任級）	4	<ul style="list-style-type: none">（現在の準備室に所属する学芸員を想定）
学芸員	4	

出向職員の雇用条件は機構の水準を基本とする。

また、出向に際し機構及び運営権者たるPFI事業者が取り交わす、機構職員の出向に関する覚書の項目として、以下のような内容を想定している。

- ① 出向の目的
 - ・ 機構は、運営権者たるPFI事業者の行う事業に従事することを目的として、同意した出向者を出向させる旨
- ② 出向者及び出向期間
 - ・ 出向時には、出向者の氏名、出向の始期・期間を機構及び運営権者たるPFI事業者の双方で確認する旨
 - ・ 機構及び運営権者たるPFI事業者の連絡・協議により、出向者を機構に復帰することがある旨
- ③ 身分
 - ・ 機構は館長及び職員（学芸員）のみ出向させる旨
 - ・ 出向者は在籍出向とし、運営権者たるPFI事業者の指揮監督下で業務に従事する旨
- ④ 出向者の労働条件
 - ・ 出向者の労働条件は、原則として運営権者たるPFI事業者の諸規程による旨
 - ・ 出向者の労働条件については、機構の職員の労働条件に比べ均衡を失しないように、運営権者たるPFI事業者との協定により定める旨
- ⑤ 社会保険・労働保険の取扱い
 - ・ 出向者の共済保険及び雇用保険は機構が加入する旨
 - ・ 出向者の労災保険は運営権者たるPFI事業者が加入する旨
- ⑥ 負担金の精算
 - ・ 出向者の給与計算及び支払いは機構が出向者に直接支払う旨
 - ・ 出向者の共済保険及び雇用保険の保険料は機構が納付する旨
 - ・ 出向者の労災保険の保険料は運営権者たるPFI事業者が納付する旨
- ⑦ 予定職務の変更の禁止、二重出向の禁止
 - ・ 出向者に予定された職務の変更には機構の承認が必要な旨
 - ・ 出向者の出向先の変更には機構の承認が必要な旨
- ⑧ 健康管理及び安全衛生管理
 - ・ 出向者の健康及び安全衛生管理は、原則として運営権者たるPFI事業者の措置による旨、ただし、機構は、出向者の健康及び安全衛生について機構の施策を十分把握し、機構の労働者との公平を失しないよう配慮を行う旨

⑨ 付帯事項

- ・ 覚書に規定していない事態が発生し、または疑義が生じた場合には、機構及び運営権者たるPFI事業者が誠実に協議し、速やかに対応について決定する旨

⑩ 発効

- ・ 覚書の適用は、覚書発効日以降に出向する者に適用される旨

別紙5. 本事業の実施に必要なサービスの対価の考え方（案）

1. 対価の構成及び基本的な考え方

（1）開館準備業務に関する対価

PFI事業者は、運営権が設定されるまでの間、開館準備業務を実施するが、機構はPFI事業者に対して当該業務に係る対価を支払う。

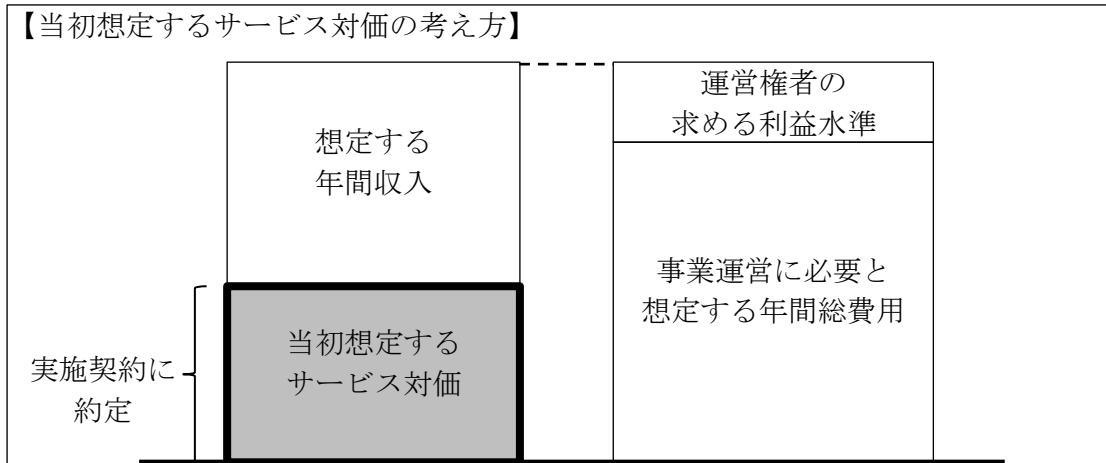
（2）運営権事業に関する対価

機構は、運営権事業を実施した対価として、以下に示す考え方に基づき、運営権者たるPFI事業者に対価を支払う。なお、初年度は開館前の期間が含まれることに留意すること。

① 当初想定するサービス対価の考え方

ア 当初想定するサービス対価

機構が「当初想定するサービス対価」として運営権者たるPFI事業者に支払う金額は、必要な費用の積算による算定ではなく、実施契約においてあらかじめ定めた、事業運営に必要と想定する年間総費用及び運営権者たるPFI事業者の求める利益水準の合算額から、本事業で得られると想定する年間収入を控除した額とする。



イ 事業の実施状況によって調整する対価

実際の年間収入が想定した年間収入を超過した場合及び下回った場合の調整方法について、別途提示する。

② 支払方法の基本的事項

ア 当初想定するサービス対価の支払い

機構は、当初想定するサービス対価について、サービス対価及び消費税等を、原則として3か月に一度、機構が運営権者たるPFI事業者からの請求を適法に受理した月の翌月末に支払う。

具体的には、運営事業期間開始日以降最初に到来する第×四半期末までを第一回分と

して、請求された月の翌月末に支払う。第2回目以降の支払いについては、3か月に一度、当該月末までの3か月分を請求された月の翌月末に支払う。なお、支払日の当日が閉庁日の場合はその前日までに支払うものとする。

イ 事業の実施状況によって調整するサービス対価の支払い

機構は、上記①イに基づいてサービス対価の調整が生じた場合には、各年度末の支払いにおいてまとめて調整を行う。

運営権者たるPFI事業者は、年度末に事業の実施状況を年次報告書として取りまとめ、1年度分の調整額の算定を行い、機構に通知する。機構は、年次報告書及び通知の内容を確認し、調整額が正しいことを確認の上、控除又は追加給付の調整を行う。

③ サービス対価算定の対象範囲

ア 事業運営に必要と想定する年間総費用

サービス対価算定の対象となる事業運営に必要な総費用には、以下の内容が含まれる。なお、附帯事業はサービス対価の算定対象には含まない。

(ア) サービス施設運営を除く事業

運営に必要なすべての費用を対象とする。なお、出向している館長及び学芸員の人物費は機構が直接負担するため費用には含めない。(ただし、運営権者たるPFI事業者が独自に支給する学芸員への手当等は費用に含める)

(イ) サービス施設運営事業

サービス施設運営事業のうち、レストラン・カフェは直営による運営形態を認めないが、安定的経営に資することを前提にサービス対価算定の範囲を定めることとする。ただし、レストラン・カフェ以外の事業については直営を妨げるものではない。なお、契約形態については、販売委託契約、賃貸借契約等、特に指定は行わず提案によるものとする。

※サービス対価の算定対象に含まないもの

運営権者たるPFI事業者が自らの裁量で実施する事業に必要な費用

(例：新美術館のロゴやデザインなど意匠・商標等を使用した商品の開発・製造・販売などに要する費用等)

イ 運営権者たるPFI事業者の利益水準

サービス対価の算定に用いる運営権者たるPFI事業者の利益水準は、原則として固定し、優先交渉権者選定時の提案に基づき、実施契約においてあらかじめ定める。

ウ 本事業で得られると想定した年間収入

サービス対価算定の対象となる事業運営で得られると想定した年間収入には、以下の内容が含まれる。なお、附帯事業はサービス対価算定の対象には含まない。

(ア) サービス施設運営を除く事業

運営によって得られたすべての収入を対象とする。

(イ) サービス施設運営事業

サービス施設運営事業のうち、レストラン・カフェは直営による運営形態を認めないが、安定的経営に資することを前提にサービス対価算定の範囲を定めることとする。ただし、レストラン・カフェ以外の事業については直営を妨げるものではない。なお、契約形態については、販売委託契約、賃貸借契約等、特に指定は行わず提案によるものとする。

※サービス対価の算定対象に含まないもの

運営権者たるPFI事業者が自らの裁量で実施する事業で得た収入

(例：新美術館のロゴやデザインなど意匠・商標等を使用した商品の販売収入)

2. 物価の変動に伴う当初想定するサービス対価の調整

(1) 調整の対象

事業期間にわたる物価変動リスクに対応するために、以下の措置を講じる。

事業運営に必要な総費用のうち、以下に定める費用については、物価変動の状況に応じて調整を行う。

- ・保守点検等業務費
- ・清掃業務費
- ・修繕業務費
- ・地域冷暖房費
- ・警備費

ただし、機構が想定する物価変動対象費用額に対する運営権者たるPFI事業者の物価変動対象費用の実額の比率が、サービス対価における予定価格に対する提案価格の比率を上回る場合には、その比率に応じて運営権者たるPFI事業者の物価変動対象費用を縮減する。

(2) 具体的な調整方法

① 改定時期

物価変動リスクを踏まえた年間総費用の変動に伴うサービス対価の改定時期は、以下のとおりとする。

ア 改定指標の評価

毎年、特定の時点で確認できる最新の指標（表1. 使用する指標）のうち、企業向けサービス価格指数については、当該時点で確認できる最新の確報値、建設物価指数及び賃金指数については、暫定値以外の数値で当該時点において確認できる最新の数値（以下、企業向けサービス価格指数の最新の確報値と併せて、「確報値等」という。）。

イ 対価の改定

原則として、翌年度の4月1日以降の当初想定するサービス対価の支払いに反映する。

② 改定方法

前回改定時の指標に対して、現指標が3%以上変動した場合に、当初想定するサービス対価の改定を行う。実施契約締結以降、物価変動を反映していない費用について

は、実施契約締結時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標とみなす。

$$| \text{今回評価時の指標} - \text{前回改定時の指標} | - 1 \geq 3\%$$

ア 改定指標

改定指標として使用する指標は以下のとおりとする。

表 1. 使用する指標

支払区分	使用する指標
保守点検等業務費	「企業向けサービス価格指数」：設備管理（消費税抜、物価指数月報・日銀調査統計局）
清掃業務費	「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまつて支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）
修繕業務費	「建設物価指数月報」：建築費指数/標準指数/事務所S（建設物価調査会）/工事原価
地域冷暖房費	料金単価
警備費	「毎月勤労統計調査 賃金指数」：調査産業計（就業形態別きまつて支給する給与・事業所規模30人以上・厚生労働省）

ただし、改定指標の評価以降、当該評価に用いた確報値等の遡及修正がなされた場合であっても、改定指標の評価には反映しないほか、遡及修正後の確報値等は前回改定時の指標としても使用しないものとする。

別紙6. 運営権者たるPFI事業者として付保すべき保険の条件（案）

（1）一部の寄託品に対する保険契約内容

別途示す一部の寄託品については、以下の条件により保険を付す。

① 保険種目

動産総合保険

② 約款・特別約款条項

ア 約款

動産総合保険普通保険約款

イ 特別約款条項（自動追加条項を除く）

（ア）臨時費用保険金不担保特約

保険会社は、臨時費用保険金は支払わない。

（イ）騒擾危険等対象外特約

保険会社は、騒擾及びこれに類似の集団行動によって保険の対象に生じた損害に対しては、保険金は支払わない。

これに類似の集団行動：学園紛争又は政治的、社会的活動によって多数の者による暴行・脅迫・示威等により通常の教育・研究活動又は市民生活が妨げられるような場合

（ウ）協定保険価額特約

保険証券記載の保険の対象の価額をもって保険価額とする。

（エ）水災危険担保特約

保険会社は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災によって生じた損害又はこれらに随伴して生じた損害に対して、保険金を支払う。

（オ）損害賠償請求権不行使特約

保険会社は、対象美術作品保管にかかる損害賠償請求権の権利を行使しない。

（カ）テロ危険不担保特約

保険会社は、直接であると間接であることを問わず、テロ行為等によって生じた損害については、いかなる場合も保険金等を支払わない。

テロ行為等：政治的、社会的、宗教若しくは思想的な主義・主張を有する団体・個人又はこれらと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいう

（キ）中途追加物件及び中途削除物件の通知・精算に関する特約（動産総合保険用）

保険契約者は、毎月末日を締切日として、中途の追加物件及び削除物件を取りまとめ、保険会社へ通知する。

保険会社は、通知により確定された保険料を、保険期間満了後に一括で精算し、保険料を返還又は追加保険料を請求する。

（ケ）保険料払込猶予特約（国、地方公共団体等用）

保険契約者は保険期間開始日が会計年度の初日であり、保険期間の初日までに契約締結した場合、保険料の払い込みを保険期間の初日からその日を含めて30日目の日まで猶予される。

ウ その他

上記の普通保険約款、特別約款、契約の内容と同義と認められる場合には別の名称の特別約款・特約でも差し支えない。

また、保険商品上一般的に自動付帯されるものについては、認めることとする。必要以上に補償範囲を縮小することは認めない。

③ 保険責任の範囲

上記保管場所敷地内に搬入された時点より保険責任が開始し、保管を経て保管場所敷地より搬出されるまでを担保するものとする。

④ てん補限度額

保険の目的 1 点毎に協定保険価額を限度とし、総額は、保険金額のとおりとする。ただし、水災危険については 30 億円を限度とする。

⑤ 自己負担額

なし

⑥ 保険料額

評価額に応じた所定の額を支払い、年度途中における美術作品の出入庫等により保険対象額に増減が生じる場合は、それに応じて保険料を変更する。

⑦ 保険料支払い方法

一括払い

⑧ 保険料精算

保険期間終了後、通知・精算特約条項に基づき、通知された保険の目的の追加・除外について精算を行う。

⑨ 過去 10 年間における保険金請求実績

実績なし

(2) 展覧会における借用作品資料にかかる保険

① 保険種別

動産総合保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

② 保険内容

展覧会において他館等より借用した作品資料に生じた損害を担保する。

③ 付保条件

- ・担保範囲：オールリスク補償（免責事由が別掲される場合もある。）
- ・保険期間：壁から外したときから、壁に掛け戻すまでを補償
(wall to wall あるいは nail to nail と表現される。)
- ・保険契約者：展覧会主催者（実行委員会又は PFI 事業者等）
- ・被保険者：作品資料所有者
- ・展覧会の主催者、美術品の所有者及び輸送業者に対し請求権を行使しない。
(これらの者による故意又は重大な過失により損害が生じた場合を除く。)
- ・保険金額：作品資料の評価額とする。

(3) 施設賠償責任保険

① 保険種別

施設賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

② 保険内容

対象施設の使用、管理及び対象施設内の事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を担保する。なお、維持管理・運営期間中の他の保険と一緒にとなった保険としても差し支えない。

③ 付保条件

- ・担保範囲：本事業の契約対象となっているすべての施設を対象とする。

- ・保険期間：運営事業期間開始日から実施契約の終了日までの全期間とする。なお、1～3年程度の期間ごとに更新を行う場合でも良い。
- ・保険契約者：運営権者たるPFI事業者とする。
- ・被保険者：機構、運営権者たるPFI事業者、維持管理企業、運営企業及びそのすべての下請負者とする。
- ・運営権者たるPFI事業者、維持管理企業及び運営企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ・保険金額：
　対人：1億円/1名、10億円/1事故以上
　対物：2,000万円/1事故以上

（4）第三者賠償責任保険

① 保険種別

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

② 保険内容

対象施設の使用、管理の欠陥に起因して派生した第三者（機構の職員、来館者、通行者、近隣住民等を含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。なお、維持管理・運営期間中の他の保険と一体となった保険としても差し支えない。

③ 付保条件

- ・担保範囲：本事業の契約対象となっているすべての施設を対象とする。
- ・保険期間：運営事業期間開始日から実施契約の終了日までの全期間とする。なお、1～3年程度の期間ごとに更新を行う場合でも良い。
- ・保険契約者：運営権者たるPFI事業者とする。
- ・被保険者：機構、運営権者たるPFI事業者、維持管理企業、運営企業及びそのすべての下請負者とする。
- ・運営権者たるPFI事業者、維持管理企業及び運営企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ・保険金額：
　対人：1億円/1名、10億円/1事故以上
　対物：2,000万円/1事故以上

別紙7. リスク分担（案）

分類	番号	リスクの内容	負担者		説明
			機構	運営 権者	
募集要項	1	募集要項・要求水準書等の誤り、提示漏れによるもの	<input type="radio"/>		
応募費用	2	応募費用の負担に関するもの		<input type="radio"/>	
契約締結	3	運営権者たるPFI事業者と契約が締結できない、又は時間を要する場合	<input type="radio"/>		機構の責めにより契約手続に時間を要し、事業が中止、中断、延期されたことにより、損害又は増加費用が発生した場合
	4			<input type="radio"/>	運営権者たるPFI事業者の責めにより契約手続に時間を要し、事業が中止、中断、延期されたことにより、損害又は増加費用が発生した場合
政策変更	5	市等の政策変更による事業の変更・中止	<input type="radio"/>		市等の政策変更により、本事業を廃止することとなり、それにより、損害又は増加費用が発生した場合
	6	市議会において機構の発注予算の議決が得られない場合	<input type="radio"/>		市議会において、機構の運営権者たるPFI事業者に対するサービス対価等の予算の議決が得られず、損害が発生した場合の費用負担
住民対応	7	本事業そのものに対する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応に関するもの	<input type="radio"/>		
	8	上記以外の住民反対運動、訴訟、要望、苦情などへの対応に関するもの		<input type="radio"/>	
	9	本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用		<input type="radio"/>	
税制変更	10	消費税又は地方消費税の税率変更による増加費用	<input type="radio"/>		ただし、サービス対価相當に限定する。
	11	消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更又は新設による増加費用		<input type="radio"/>	ただし、事業所税は機構が負担する。
	12	税制の変更が、本事業若しくは機構が所有する施設の維持管理・運営に特別に若しくは類型的に影響を及ぼす場合であり、これに伴う運営権者による増加費用の発生の防止手段を合理的に期待できないと認められる場合における増加費用		<input type="radio"/>	事業所税はこれに該当する。
法令変更	13	合理的な防止手段を期待できず、本事業の遂行上重大な支障を与えると認められる、法令変更又は新設による増加費用	<input type="radio"/>		ただし、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
	14	上記以外の法令変更又は新設による増加費用		<input type="radio"/>	
許認可取得遅延	15	機構として取得すべき許認可の取得・維持に関する遅延にかかる責任及び損害	<input type="radio"/>		

		(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。)			
	16	上記以外の許認可の取得・維持に関する遅延にかかる責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。）		○	
選定企業等に関するもの	17	業務を委託し、又は請け負わせる協力企業その他の第三者（その使用人を含む。）の使用に係る責任		○	協力企業等の責めに帰す事由は、運営権者たるPFI事業者の責めに帰す事由とみなす。また、協力企業等を当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用又は損害については、運営権者たるPFI事業者が負担する。
支払い遅延	18	機構の支払いの遅延	○		機構は運営権者たるPFI事業者に遅延利息を支払う。
	19	運営権者たるPFI事業者の機構への支払いの遅延		○	運営権者たるPFI事業者は機構に遅延利息を支払う。
資金調達	20	本事業の実施に関する費用に係る運営権者たるPFI事業者の資金調達に関する責任		○	資本金、融資など事業に必要な資金の調達ができず、損害、増加費用が発生する場合の費用負担
金利変動	21	運営権者たるPFI事業者が独自に調達した資金にかかる金利変動による資金調達コストの変動		○	
機構の関連業務に関するもの	22	機構が対象施設に関連して別途発注する業務において、機構が使用する第三者（その使用人を含む。）に係る責任	○		ただし、運営権者たるPFI事業者による当該第三者との調整が不適当であったと認められる場合を除く。
知的財産権侵害	23	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は運営権者たるPFI事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○	ただし、当該侵害が、機構の特に指定する条件等を遵守したことにより起因する場合であって、運営権者たるPFI事業者が合理的に必要十分な調査を行った場合その他運営権者たるPFI事業者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。
土地の瑕疵	24	実施契約締結前に予期することができない対象施設用地の瑕疵に起因する増加費用	○		
機構の貸与資料	25	対象施設用地及び対象施設等に関する機構の貸与資料等の誤り、欠如、不明瞭等に起因する増加費用	○		
運営権者の調査	26	運営権者たるPFI事業者による対象施設用地及び対象施設等に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費用		○	募集要項等で規定されていなかったこと又は規定された事項が事実と異なっており、本事業の履行が困難又は著しい増加費用が発生する場合を除く。
要求水準変更等	27	機構の指示による要求水準の変更により生じる増加費用	○		なお、機構の指示による要求水準の変更により事業費が減少する場合については、減額するものとする。
	28	事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認められた場合の事業費の減額		○	

要求水準の確保	29	要求水準の達成に疑義が生じた場合、又は要求水準を達成しない、若しくは達成しないおそれがあると判断された場合の修補、改善等のために生じた増加費用		○	
瑕疵担保	30	瑕疵の修補及びこれに要する費用（又は、その修補に過分の費用を要する場合の修補に代わる損害賠償）		○	瑕疵の修補又は損害賠償を請求できる期間は、対象施設の完工後2年（設備については1年）以内とする。ただし、当該瑕疵が（仮称）大阪新美術館建設工事の受注者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分として住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定めるものについて生じた場合（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）は、（仮称）大阪新美術館建設工事の完工後10年以内とする。
	31	一定の瑕疵担保期間を超えて発見された瑕疵の修補及びこれに要する費用		○	上記の瑕疵担保期間経過後を超えて発見された瑕疵の修補については、運営権者たるPFI事業者が負担する。
	32	運営期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による維持管理・運営費の増加	○	○	【機構による支払いに該当する部分】 館長・学芸員の人工費の増加については機構が負担する。それ以外は、一定の条件を満たす場合には、約定した「当初想定するサービス対価」を改定する。 【運営権者たるPFI事業者が自ら賄う費用に該当する部分】 運営権者たるPFI事業者が負担する。
物価上昇	33	維持管理・運営業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害（対象施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。）	○	○	【機構による支払いに該当する部分】 増加費用又は損害について、当該年度の「当初想定するサービス対価」の1%相当額までを運営権者が負担し、これを超えた金額を機構が負担する。 数次にわたり不可抗力が発生する場合、1年度間の累計額に対して適用する。 ただし、保険等によるてん補がある場合でも、増加費用及び損害は一定額を運営権者が負担する。なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合、機構は契

					約を解除できるものとする。 【運営権者が自ら賄う費用に該当する部分】 運営権者たる PFI 事業者が負担する。
引渡し遅延	34	機構の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用	○		機構は増加費用を負担する。ただし、未実施の期間に該当する「当初想定するサービス対価」については支払わない。
工事中止・中斷	35	運営権者たる PFI 事業者の帰責事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用		○	運営権者たる PFI 事業者のサービス施設等にかかる内装工事に起因した事象を想定
サービス施設の内装工事にかかる第三者への損害	36	工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により、サービス施設の内装工事の施工について第三者に及ぼした損害		○	
対象施設用地の維持保全	37	事業期間中の対象施設用地の維持保全及びこれに要する費用		○	
臨機の措置	38	災害防止等のための臨機の措置に要した費用（不可抗力に起因する場合を除く）	○	○	運営権者たる PFI 事業者が負担することが明らかに適当ないと認められる部分については機構が、その他については運営権者たる PFI 事業者が負担する。
利用者への損害・事故	39	機構の責に起因する事故に関するもの	○		機構の指示に起因し発生した各種事業中の事故への対応に伴う損害や追加費用負担 なお、館長、学芸員の指示による場合であっても明確に機構から書面による指示がない場合は、機構からの指示とはならない。
	40	上記以外によるもの		○	機構の責めによらない各種事業の事故等への対応に伴う損害や追加費用負担（利用者の怪我、食中毒等）
第三者への損害	41	機構の帰責事由により、運営業務の実施について第三者に及ぼした損害（騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。）	○		
	42	機構の帰責事由以外により、運営業務の実施について第三者に及ぼした損害		○	
施設の損傷	43	機構の帰責事由による損傷を復旧するための費用	○		
	44	運営権者たる PFI 事業者の帰責事由による損傷を復旧するための費用、運営権者たる PFI 事業者が実施することとなっている修繕業務の範囲内の施設の損傷		○	
運営業務の開始遅延・中止・中断	45	機構の帰責事由による運営業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による運営費の減額	○	△	機構は運営権者たる PFI 事業者に生じた増加費用を負担する。ただし、未実施の運営業務に係る費用については減額を行う。

	46	運営権者たるPFI事業者の帰責事由による運営業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持管理・運営費の減額		○	
収益性	47	必須事業のうち、展示事業に係る開館後3事業年度における需要変動リスク	○		必須事業のうち展示事業に関しては、開館後3事業年度の需要変動リスクを機構が負担する。
	48	必須事業のうち、展示事業に係る開館後4事業年度以降における需要変動リスク	△	○	
	49	必須事業のうち、展示事業以外の事業に係る需要変動リスク		○	
	50	必須事業とは別に運営権者たるPFI事業者が実施する附帯事業に係る需要変動リスク		○	
	51	収蔵品等の管理リスク		○	損傷等の場合の修復等は機構の判断にて実施するが、事業者の責めに帰すべき事由による収蔵品等の盗難、破損に関するリスクは事業者が負担する。
管理	52		○		上記以外の要因による場合には、機構がリスクを負担する。なお、機構は建物について火災保険に加入することを想定している。
	53	展示に係る管理リスク		○	事業者の責めに帰すべき事由による展示中の収蔵品等の盗難、破損に関するリスクは事業者が負担する。
	54		○		上記以外の要因による場合には、機構がリスクを負担する。なお、機構は建物について火災保険に加入することを想定している。
	55		○		他館・個人所蔵品を借り受けて展示している場合は、通常、保険の付保で対応することを想定する。
	56		○		他館に貸出を行っている場合、他館関係者の責によって所蔵品・寄託品が損傷するなどした場合には、貸し出し時の取り決めによる。(通常は付保対応を想定。)
事故等	57	貸室等における盗難、施設損壊のリスク		○	貸室時の盗難等の事故・事件に関しては借りる側の責任として負担すること、施設損壊等があった場合には借主に訴求することを明記した貸室契約書を締結する。
	58	予約キャンセル等にかかるリスク		○	予約に関してはキャンセルポリシーを設定することで、一定の違約金を徴収する。

原状回復	59	契約の終了時又は解除時に、運営権者たる PFI 事業者（協力企業その他の第三者を含む。）が所有する業務設備・備品その他の物件等を撤去するとともに、事業場所を業務運営に支障のない状態に復旧する費用	○	機構は必要と認めた場合にこれを取得する、又は次期運営権者が取得することがある。
更新	60	契約の終了時又は解除時の対象施設、設備機器、什器・備品等の更新に要する費用	○	当該時点における各設備等の償却年数相応の性能が維持できるよう対応を求める。
修繕費増大	61	修繕費が当初予想を上回った場合に関するもの	○	当初の中・長期修繕計画において想定しない修繕が必要となった場合の費用負担
移行期間保全	62	契約解除通知時から業務引継ぎの完了の時までの運営・維持保全に要する費用	○	移行期間中に必要な業務に関しては、運営権者たる PFI 事業者が当該費用を負担する。
契約解除	63	機構の帰責事由による契約解除	○	
	64	運営権者たる PFI 事業者の帰責事由による契約解除	○	運営権者たる PFI 事業者は機構に違約金を支払い、違約金を超える損害を賠償する。
	65	不可抗力に起因する契約解除	○	○ 機構及び運営権者たる PFI 事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。
	66	法令変更に起因する契約解除	○	○ 機構及び運営権者たる PFI 事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。

○：リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△：リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

空欄：原則として負担がない